

NEWS LETTER

September 2025 - Vol.54

CHEMCURRENT's お知らせ

(株)ケムカレントでは、'化評法 - 既存化学物質共同登録' について理解を深めるために
ご要望の際に以下のように1 : 1相談サービスをご提供いたします。

-下記-

- 対象: 相談をご希望する企業
- 日程: お客様のご要望に合わせて協議後に確定
- 言語: 3か国語のうちご要望の言語をご指定下さい。(韓国語/日本語/英語)
- 相談方法: 要請により対面/非対面可能
- 所要時間: 30~60分(Q&A時間を含む)
- 詳細な内容:
 - 既存化学物質の共同登録概要のご説明
 - 登録予定の既存化学物質に対するデータギャップ(Data gap screening)
 - 物質別の登録戦略策定
 - 物質別登録時の予想費用を算出
 - 韓国政府の支援サービスの種類と詳細な内容のご説明
 - 協議体内での役割別、登録前後の準備事項
 - Q&A

多くの関心及びご参加をお願いいたします。その他のお問い合わせがございましたらご連絡ください。
ありがとうございます。

※ 本ニュースレターには、詳細な告示内容をご確認いただけるよう添付ファイル  が付いております。

- **Adobe Acrobat Reader:** [表示→表示切り替え→ナビゲーションパネル→添付ファイル]を選択
- **その他のPDFビューア:** [表示]メニューにて添付ファイル表示などを選択

※ 国家情報資源管理院の火災により、一部ウェブサイトは接続できません。

- 電子官報 (<https://gwanbo.go.kr/>)
- 化学物質安全院 (<https://nics.me.go.kr/>)
- 化学物質情報処理システム (<https://kreach.me.go.kr/>)
- 雇用労働部 (<https://www.moel.go.kr/>)
- 国家法令情報センター (<https://www.law.go.kr/>)

目次

化評法(K-REACH)	3
法律の動向 - 改正・予告(案)など.....	3
[環境部公告第2025-566号]「化学物質の登録及び評価等に関する法律の運営規定」一部改正例規(案)立法予告	3
[国立環境科学院告示第2025-23号]「化学物質の有害性審査結果」一部改正	3
[化学物質安全院公告第2025-24号]「登録申請資料の作成方法及び有害性審査方法などに関する規定」一部改正	4
[化学物質安全院公告第2025-25号]「提供対象化学物質情報の作成方法に関する規定」一部改正	4
国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど.....	5
[有害性未確認物質] 譲渡者の情報提供及び下位使用者の安全管理.....	5
化学製品安全法(K-BPR).....	6
法律の動向 - 改正・予告(案)など.....	6
国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど.....	7
産業安全保健法(ISHA)	8
法律の動向 - 改正・予告(案)など.....	8
[雇用労働部公告第2025-334号]「新規化学物質の名称等公表」.....	8
国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど.....	9
MSDS提出(再提出)のITシステム改善及びMSDS番号の付与方式の変更	9
その他の法規 - 法律動向など.....	10
[化学物質安全院告示第2025-26号]「事故防備物質の指定」一部改正	10

化評法(K-REACH)

法律の動向 - 改正・予告(案)など

[環境部公告第2025-566号]「化学物質の登録及び評価等に関する法律の運営規定」一部改正例規(案)立法予告

改正理由

「化学物質の登録及び評価等に関する法律」による化学物質登録など業務を遂行する行政機関(化学物質安全院など)の効率的な業務処理のための関連規定を整備しました。

主な内容

イ. 化学物質登録・届出業務処理の明確化

- 化学物質登録・届出書の受付時に製造・輸入規模など確認すべき事項の明示(案第4条、第4条の2新設)
- 化学物質登録など免除確認申請に関する処理規程の新設(案第4条の3の新設)

ロ. 国外製造・生産者が選任した者の化学物質登録などに関する業務処理の明確化

- 選任者が他の国外製造・生産者から同一の物質を輸入する場合における化学物質の登録などに関する業務処理規程の新設(案第4条の4の新設)

ハ. その他

- 行政機関の実績報告及び指導点検事項など運営上の不備事項の補完・整備(案第3条、第6条～第9条、第12条及び別紙書式の改正)

意見提出

本公告案に対し、ご意見のある機関・団体または個人は2025年9月25日までに国民参加立法センター(<http://opinion.lawmaking.go.kr>)を通じてオンラインで意見を提出

参考資料

電子官報(<https://gwanbo.go.kr/>、告示日 2025.09.04.)

[国立環境科学院告示第2025-23号]「化学物質の有害性審査結果」一部改正

「化学物質の登録及び評価等に関する法律」第21条及び同法施行規則第28条により、「化学物質の有害性審査結果」(化学物質安全院告示第2025-8号、2025.5.26.)を改正告示します。

参考資料

化学物質安全院(<https://nics.me.go.kr/>>お知らせ>法令情報>安全院告示/例規/公告、番号209、登録日2025.09.12.)

※ 詳細な内容は本PDFの添付ファイル **01_NICS_2025-23_Annex.pdf** をご参考下さい。

[化学物質安全院公告第2025-24号]「登録申請資料の作成方法及び有害性審査方法などに関する規定」一部改正

「化学物質の登録及び評価等に関する法律」第2条第6号、6の2号、6の3号及び同法施行規則別表1により「登録申請資料の作成方法及び有害性審査の方法等に関する規定」(化学物質安全院告示第2024-18号、2024.4.30.)を改正告示します。

参考資料

化学物質安全院(<https://nics.me.go.kr/>)>お知らせ>法令情報>安全院告示/例規/公告、番号210、登録日2025.09.12.)

[化学物質安全院公告第2025-25号]「提供対象化学物質情報の作成方法に関する規定」一部改正

「化学物質の登録及び評価等に関する法律」第2条(定義)改正施行により、「提供対象化学物質情報の作成方法に関する規定」(化学物質安全院告示第2024-19号、2024.4.30.)を改正告示します。

参考資料

化学物質安全院(<https://nics.me.go.kr/>)>お知らせ>法令情報>安全院告示/例規/公告、番号211、登録日2025.09.12.)

国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど

[有害性未確認物質] 譲渡者の情報提供及び下位使用者の安全管理

化学物質情報処理システムにおいて、有害性未確認物質と関連して譲渡者の有害性情報提供手続き及び下位使用者の安全基準確認手続き、有害性未確認物質取り扱い時の安全措置事項を掲示します。

※ お問い合わせ：化学物質安全院化学安全制度改善TF(043-830-4388)

参考資料

化学物質情報処理システム(<https://kreach.me.go.kr/>>お知らせ、登録日 2025.09.04.)

※ 詳細な内容は本 PDF の添付ファイル **02_LEAFLET_KR_JP.pdf** をご参考下さい(和訳付き)。

化学製品安全法(K-BPR)

法律の動向 - 改正・予告(案)など

※ 9月化学製品安全法-法律動向に関する内容はありません。

化評法(K-REACH)

化学製品安全法(K-BPR)

産安法(ISHA)

国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど

※ 9月化学製品安全法-国内動向に関する内容はありません。

産業安全保健法(ISHA)

法律の動向 - 改正・予告(案)など

[雇用労働部公告第2025-334号][新規化学物質の名称等公表]

「産業安全保健法」第108条第3項及び同法施行規則第153条に従い、新規化学物質の名称、有害性・危険性、年間製造・輸入量及び労働者の健康障害予防のための措置事項を次のように公告します。

参考資料

雇用労働部(<https://www.moel.go.kr/>> ニュース>お知らせ事項、番号: 7345、登録日: 2025.09.25)

※ 詳細な内容は本PDFの添付ファイル **03_MOEL_2025-334.pdf** をご参考下さい。

国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど

MSDS提出(再提出)のITシステム改善及びMSDS番号の付与方式の変更

物質安全保健資料ITシステムで、MSDS提出(再提出)の画面改善及びMSDS番号の付与方式を変更します。

MSDS番号付与方式が変更されたことにより、現在一時保存されているMSDSのMSDS番号は削除される予定であり、変更時点は今後再案内する予定です。

参考資料

物質安全保健資料システム(<https://msds.kosha.or.kr/msds/BK00100M01.do>>情報ポータル>資料室>MSDS作成及び提出、番号1、登録日2025.09.02.)

その他の法規 - 法律動向など

化学物質管理法

[化学物質安全院告示第2025-26号]「事故防備物質の指定」一部改正

「化学物質管理法」第39条及び同法施行令第17条、第22条第1項第6号による「事故防備物質の指定」(化学物質安全院告示第2025-11号、2025.8.7.)を改正告示します。

主な内容

第4条を次のように新設

- 第4条(規制の見直し) 環境部長官は「行政規制基本法」第8条の規定に基づき、本告示に対し2026年1月1日を基準として、その後3年ごと(各3年目の12月31日までをいう)ごとに、その妥当性を検討し、改善等の措置を講じなければならない。

[別表1]のうち、97番の次に98から100番までを新設

98	キシレン[Xylene; 1330-20-7, 95-47-6, 106-42-3, 108-38-3]及びこれを85%以上含有した混合物
99	スチレン[Styrene; Ethenylbenzene; Vinylbenzene; 100-42-5]及びこれを25%以上含有した混合物
100	1,3-ブタジエン[1,3-Butadiene; 106-99-0]及びこれを25%以上含有した混合物

参考資料

化学物質安全院(<https://nics.me.go.kr/>>お知らせ>法令情報>安全院告示/例規/公告、登録日2025.09.26.)

※ 詳細な内容は本PDFの添付ファイル **04_NICS_2025-26_Annex.pdf**をご参考下さい。